



---

## 一般財団法人神山財団がマクニカ・富士エレ ホールディングス<3132>株式の大量保有報告書を提出



マクニカ・富士エレ

ホールディングス<3132>について、一般財団法人神山財団が8月25日付で財務局に大量保有報告書（5%ルール報告書）を新規提出した。

提出理由は「安定株主として長期保有」によるもの。

報告書によると、一般財団法人神山財団のマクニカ・富士エレ  
ホールディングス株式保有比率は、8.50%と新たに5%を超えたことが判明した。

報告義務発生日は、2017年8月21日。